

# 井原市子育て短期支援事業のご案内

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭及び学校等の公的行事への参加などを理由に、保護者が家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や市内里親のもとでお子さんを一時的に養護する制度です。

## ◇利用できるとき

- ・保護者が疾病、出産、看護、事故、災害など家庭養育上の理由がある場合
- ・育児疲れなど身体上または精神上の理由がある場合
- ・冠婚葬祭など社会的な理由がある場合
- ・その他やむを得ない理由により家庭において養育することが一時的に困難な場合

※お子さんが医療機関で治療を受ける必要があるとき、他の児童に伝染する恐れのある感染性疾患を有しているとき、また、施設の入所状況や里親の受け入れ状況により利用できない場合があります。

## ◇利用期間

原則、1回につき7日以内

## ◇利用者負担額（1日あたり）

利用者の世帯区分		2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯		0円	0円
市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,100円
上記以外の世帯		5,400円	2,800円

## ◇利用について

事前の申請が必要です。申請後、利用の可否の審査に時間を要しますので、お早めに子育て支援課（こども家庭センター）へご相談ください。



### 【お問い合わせ先】

井原市役所 子育て支援課  
(こども家庭センター)

電話：0866-62-1114

メール：kosodate@city.ibara.lg.jp